

令和 7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：飯能市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.7 %
全職員	71.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96 %
本庁課長相当職	99.7 %
本庁課長補佐相当職	96.5 %
本庁係長相当職	96.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.9 %
31～35年	90.2 %
26～30年	88.6 %
21～25年	89.4 %
16～20年	84.9 %
11～15年	86.5 %
6～10年	88.4 %
1～5年	90.4 %

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員

男性職員は、扶養手当など手当の受給割合が高いことや、昇任試験合格人数(女性の受験割合が低い)も女性職員より多いため給与の割合に差が生じている。

任期の定めのない常勤職員以外の職員

給与水準の高い再任用職員(男性職員が多い)と会計年度任用職員(女性職員が多い)との比較によるため、給与の割合に差が生じている。

全職員

常勤職員よりも相対的に会計年度任用職員等の給与単価が低いことから割合が低くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。